「小田原市営住宅ストック総合活用計画の改訂」に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市営住宅ストック総合活用計画の改訂
政策等の案の公表の日	平成29年2月10日(金)
意見提出期間	平成29年2月10日(金)から平成29年3月13日
	(月)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意	見数 (意見提出者数)	9件	(1人)
	インターネット	1人	
	ファクシミリ	人	
	郵送	人	
	直接持参	人	

無効な意見提出	人
---------	---

# 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

# 〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
А	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	2件
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1件
С	今後の検討のために参考とするもの	1 件
D	その他(質問など)	5件

# 〈具体的な内容〉

4件的	な内容〉		
	意見の内容	区分	意見に対する考え方
1	住宅ストックとは何かの	A	ご意見を踏まえ、計画のはじめに、住宅
	説明が一切無いので、一		ストックの説明を追記し、本文中の文言
	番最初に住宅ストックに		を住宅ストックに統一しました。
	ついての説明があったほ		
	うがよい。		
2	おだわらTRYプランに	D	南足柄市との合併は、現時点では決定し
	おいて南足柄市の合併の		ていないため、本市の市営住宅ストック
	検討が入っていることか		の活用方針のみを示しています。
	ら、南足柄市の住宅政策		
	を考えて作成しないとい		
	けないのではないか。		
3	県営住宅の今後の施策方	В	公営住宅ストック総合活用計画は、自治
	針が決まらないと、小田		体ごとに計画策定を行っていますが、本
	原市だけで決めても全体		計画は、神奈川県で策定している「かな
	の施策として意味がない		がわ住宅計画」との整合性を図っていま
	のではないか。神奈川県		す。
	は今後そういった方針を		
	定める予定なのでしょう		
	か。		
4	各年の政策的空き家の数	D	各年度4月1日現在の政策的空き家数は
	を教えてください。		次のとおりです。
			H21…16 戸、H22…19 戸、H23…28 戸、
			H24…30 戸、H25…33 戸、H26…39 戸、
			H27…45 戸、H28…49 戸
5	11ページの表には、政	D	政策的空き家も維持管理は必要なため、
	策的空き家の数と、管理		政策的空き家も含めた入居率を示して
	戸数から政策的空き家を		います。
	引いた数を用いた実質的		
	な入居率を記載した方が		
	良い。		
6	市営住宅の世帯のうち、	D	各年度4月1日現在の市営住宅入居世帯
	生活保護世帯の割合を各		のうち、生活保護受給世帯の割合は次の
	年分教えてください。		とおりです。
			H21···9. 4%、H22···10. 3%、H23···10. 5%、

			H24…11.2%、H25…11.6%、H26…12.1%、
			H27…12.9%、H28…12.1%
7	市営住宅に入居する世帯	D	市営住宅に入居する生活保護受給世帯
	のうち、生活保護受給世		数はほぼ横ばいであり、現在の入居世帯
	帯の占める割合、数によ		数を踏まえた計画であれば、住宅セーフ
	っては、セーフティネッ		ティネットとしての役割を果たせるも
	トの為に住宅の数を維持		のと考えています。
	したり増やしたりする必		
	要があるのではないか。		
8	おだわらTRYプランに	С	目標管理戸数については、将来の人口推
	おいて20万人都市を目		計とともに、現在の入居者数や入居率、
	指すとなっていることか		応募倍率の推移を踏まえ、総合的に判断
	ら、その下位に位置する		したものです。なお、今後、人口増も含
	この計画においては、人		めて社会情勢が大きく変化することが
	口増が見込まれる前提で		あれば、適宜、本計画の見直しを行って
	施策を行わなくてはなら		まいりたいと考えています。
	ないと思うのですが、人		
	口減が前提で市営住宅を		
	減らすのはおかしいので		
	はないか。		
9	計画の中での取り組み、	A	計画の中で使い分けをしているわけで
	取組み、取組の使い分け		はないため、取組で統一しました。
	しているのか教えてくだ		
	さい。		

# 4 提出意見と関係なく変更した点

・ 平成27年の国勢調査の数値の確定により、平成28年4月1日における県内15市の世帯数及び人口が確定したため、図表23の各市の総世帯数及び総人口を修正しました。